

危機管理の専門家の助言等を受ける必要がある。

(ERC 実動対処班)

- ・警戒事態において現地派遣に係る調整、被災情報の収集及び派遣準備を実施し、先行的な活動が実施できた。
- ・施設敷地緊急事態において中央合同庁舎第8号館へ移動後、非常災害対策本部事務局事案対処部門との合同オペレーションを実施し、実動省庁派遣要員とともに物資調達及び輸送に係る総合調整等を実施できた。
- ・原災法第15条事象発生後、川内原子力発電所から中容量発電機車及び可搬型ディーゼル注入ポンプを玄海原子力発電所へ輸送する支援要請に対し、実動省庁等と調整を図り対応できた。今後は、迅速な対応をするためにも、港湾情報、道路情報（重量制限等）、輸送船舶等に係る基礎資料を平時から準備するとともに、複数の輸送手段を検討することも一案である。
- ・施設敷地緊急事態において班マニュアルに基づき、全面緊急事態の発生に備え、「自衛隊の部隊等の原子力災害派遣要請について（案）」を作成し、官邸実動対処班へ送付するなど、事態の進展に応じた適切な活動が実施できた。
- ・D-NET用の端末のほか、中央合同庁舎第8号館においては、インタラクティブプロジェクトを用いた表示画面により、動態情報のリアルタイムでの把握とともに被害情報の入手等ができた。今後は、各拠点におけるD-NETを活用した情報共有の在り方について検討が必要である。

○環境省

- ・TV会議システムを防災インフラとして使用し、現地の九州地方環境事務所とリアルタイムで連絡調整を行うことができたが、今後は、技術的な課題についても改善する必要がある。
- ・ERC放射線班が保有する原子力発電所周辺のモニタリング結果と環境省が保有する離島等における環境放射線等モニタリング結果の相互提供を行った。今後は、連携内容について内閣府及び原子力規制庁と協議することが必要である。

【改善すべき事項及び今後の対策】

○各拠点

- ・各拠点の各機能班が、クロノロジーを作成する作業において複数のツール（ホワイトボード、電子ホワイトボード、情報システム）により同じ情報を入力している状況が多数見受けられた。各情報共有ツールの特性を踏まえ、使用目的を明確にした上で、有効に活用するための方策や情報の整理の仕方について検討が必要である。
- ・各拠点の統合原子力防災ネットワーク端末、電子ホワイトボード等の増設のほか、原子力防災活動情報システムの操作性やFAX、複合機等の性能及び設置場所も含め、今後、訓練参加者の意見も踏まえて利便性の改善について検討が必要である。

○官邸

(全般)

- ・幹部等への報告に当たって、原子力施設に係る専門用語や略語が使用される場合があり、原子力分野を専門としない関係省庁の幹部等も理解しやすいよう、専門用語や略語の解説資料を事前に準備し、関係者間の共有について検討が必要である。
- ・幹部等への状況報告は、事象の進展に応じた資料を予め準備し、幹部等の動きに応じて適切なタイミングで誰が報告をするのかも含めて決めておく必要がある。

(官邸 総括班)

- ・「非常災害対策本部・原子力事故合同対策本部合同会議」の資料準備や「原子力事故合

同対策本部の設置について」の閣議決定作業について、手順を明確にすることについて検討が必要である。

- ・非常災害対策本部との合同会議（中央合同庁舎第8号館）において共有された情報について、会議出席者が要点や重要な事項を共有することについて検討が必要である。

（官邸 プラント班）

- ・プラントの事故進展予測について、時間経過の起点が不明確であることや、前提の誤りで予測時間が変更になるなどの場面があったため、時間表記の考え方について検討が必要である。

（官邸 連絡要員）

- ・プラント班から、官邸連絡要員に対し、プラント状況に進展がない場合も含めて定期的に情報共有を図る対応をしたが、今回の対応が官邸連絡要員において「情報入手の迅速化」の観点から有効に機能したのか、不必要な作業はなかったのか、検証が必要である。

○ERC

（全般）

- ・緊急時対策所に派遣される現地の原子力運転検査官等の職員に対する安定ヨウ素剤の服用の判断基準等が不明確であるため、平時からマニュアル等の策定に向けた検討が必要である。
- ・実動組織を含む防災業務関係者に対する放射線防護の観点からの助言等は、事態の進展状況等に応じて、どのタイミングでどのような助言をすべきか、その際、原子力災害対策本部等で意思決定のプロセスや防災業務関係者への伝達等を担当する機能班等の在り方について検討が必要である。
- ・非常災害対策本部事務局との総合防災情報システムを活用した連携要領を具体化するため、複合災害時における同システム端末の設置場所や活用の在り方等について検討が必要である。
- ・ERC組織内においては、職員の安全管理を司る責任者が任命されていないことを除き、ほぼ必要な機能は全て設置されている。さらに機能的且つ有機的にERCを運営するために組織構造の見直しの検討を推奨する。
- ・ERC全体の指揮命令系統については、組織全体のマネジメントを整理し、直接指揮する機能班数の限界等も考慮して、指揮の一元性、円滑な情報のフロー、状況認識の統一を維持するため、全体指揮責任者のあり方等について検討が必要である。
- ・実動組織に対する安定ヨウ素剤の配布・服用の助言等について明確な取り決めがないことで、オフサイト総括とERC実動対処班の間で調整に混乱が見られた。今後、安全責任者を任命することも含めマニュアル等に要領を明確とすることについて検討が必要である。
- ・ERC各班の共通課題として、初動時の対応における各機能班の最小限必要な要員数について訓練を通じて検討が必要である。
- ・ERC各班における情報連絡窓口が分かりにくいため、情報の周知が十分になされないおそれや時間のロスに繋がるため、各班の窓口が明確に分かるような対策について検討が必要である。

（ERC オフサイト総括）

- ・災害対応の各段階において実施すべきタスクの対応状況やその結果について、各機能班で適切にフォローアップできていない状況（全面緊急事態に進展後、施設敷地緊急事態要避難者への対応状況を積極的に把握する意識が薄かったなど）があったため、当該機能班の果たすべき役割を具体的なタスクに区分・整理するなど、マニュアルの

中で明確にすることについて検討が必要である。

(ERC 総括班)

- ・原子力規制委員会による事態認定がTV会議システムを使用して行われたが、会議内容の議事録作成等が行われなかった。原子力規制委員会による事態認定のための会議についても、議事録作成について検討が必要である。
- ・関係機能班、厚生労働省及び人事院と特例緊急被ばく限度の引き上げに係る手順の確認を行ったが、緊急時対策所で活動する現地の原子力運転検査官の安定ヨウ素剤服用の判断基準や伝達に係る手順について検討が必要である。

(ERC 放射線班)

- ・施設敷地緊急事態においては、EMCが定時に空間線量率測定結果をまとめ、ERCの評価後、関係機関に情報共有をするが、警戒事態においては、EMCが立ち上がっていないこともあり、放射線情報の共有体制が不明確である。このため、警戒事態における放射線情報の共有の必要性も含めた検討が必要である。
- ・警戒事態において原子力事故警戒本部長からEMCの立ち上げ準備への協力要請がなされたことを受け、班長から上席放射線防災専門官、各県の担当者にEMCの立ち上げ準備への協力を伝えるよう指示したが、上席放射線防災専門官は、活動情報システムが導入されていないため、協力要請文書を確認することができなかった。このため、OFC放射線班の端末を用いて、必要な情報を確認するなどマニュアル等に記載することも含め検討が必要である。
- ・モニタリングポストの位置情報（緯度・経度）については、緊急時モニタリングシステムで表示・印刷ができないため、モニタリングポストの位置情報をシステムから表示・印刷できるよう検討が必要である。
- ・緊急事態応急対策委員の派遣の要否について、ERC内の意思決定プロセスを明確にするため、オフサイト総括の役割を明確にした上で、了承を得るべき案件を整理し、班マニュアルに記載することの検討が必要である。
- ・統合原子力防災ネットワーク端末において、活動情報システムと緊急時モニタリングシステムを同時に起動すると、活動情報システムがシステムダウンするため対策の検討が必要である。
- ・日本原子力研究開発機構及び量子科学技術研究開発機構に対する要員派遣準備要請が遅れたが、業務の手順について訓練を通じて習熟しておく必要がある。

(ERC 医療班)

- ・総括班が取りまとめている被害報の記載項目・内容について、「安定ヨウ素剤の服用に関する情報」及び「負傷者の発生状況」については、医療班が担当しているものの、業務の実態と整合しないため、その他の項目も含め関係する機能班と調整の上、記載する項目・内容について検討が必要である。
- ・発災後に関係地方公共団体から安定ヨウ素剤の備蓄状況等の情報収集を実施しているが、平時から備蓄状況等をデータベース化するなど基礎情報を整備することの検討が必要である。

(ERC 実動対処班)

- ・施設敷地緊急事態以降、中央合同庁舎第8号館へ移動する旨を活動情報システムへ掲載したが、ERCの机上電話に連絡があるなど、移動が周知されていない状況が見られた。移動先の連絡先を周知することや実動対処班ブースに連絡要員を配置することも含め検討が必要である。

○内閣府（防災担当）

- ・非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議におけるTV会議の際、一時音声か

出ない事象が発生したが、今後このような事象が発生しないように、TV会議システム操作の習熟を図る必要がある。

○環境省

- ・自然災害及び原子力災害の複合災害における環境省全体としての対応、各災害に対応する参集要員の重複解消、広報のあり方等、訓練を通して指摘された課題の改善に向けた対策の検討が必要である。

○経済産業省

- ・ERC、OFC派遣要員の名簿管理のほか、要員に対して研修を実施したが、人事異動等の影響もあり、一部要員に対し十分な対応ができなかった。今後は、研修により要員の能力の維持・向上を図るとともに、要員名簿の管理について検討が必要である。

○原子力規制庁

- ・ERSSの表示パラメータは、蓄圧系の注入が継続していたものの、同系は表示上不明であった。事故の進展を予測する上で、重要なパラメータを確認できるようにERSS伝送パラメータの見直しについて検討が必要である。
- ・大画面について、右側にTV会議システムを表示しているが、左側の表示内容について活用できるよう検討が必要である。

2. 2. 3 海外対応訓練

(1) 訓練概要

国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の枠組みによる国際通報やその他海外関係機関への情報共有等を行う。

(2) 訓練参加機関

外務省、原子力規制委員会

(3) 訓練内容

警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生を受けてIAEAの枠組みによる適切な国際通報を実施するとともに、海外関係機関への情報共有等に関するERC及び外務省の対応手順等の確認を行う。

また、海外からの支援申入れが外務省にあったことを想定し、ERC及び外務省の対応手順等の確認を行う。

(4) 実施概要

警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の認定、OIL2の基準を超える判断を受け、IAEAの枠組みによる適切な国際通報を実施した。

海外関係機関への情報共有、外務省を経由して海外からの支援申入れがあった場合のERC及び外務省間の連絡体制や対応手順を確認した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

○ERC

(全般)

- ・事態の進展に応じてIAEAが構築している通報・情報共有の枠組みに設けられた訓練用サイトを用いて、IAEA及び関係各国への通報・情報共有を行うとともに、英文情報は、外務省国際原子力協力室、関係機関に対しても適切に共有できた。

(ERC 国際班)

- ・班内の関係省庁要員へ、IAEA通報の入力要領等について教育した上で作業指示をするなど明確な任務付与により適切な活動が実施できた。
- ・IAEA通報等の作業項目をチェックリスト化するなどの班マニュアルの改善を図ったことで、ヒューマンエラーを防止し、適切な活動が実施できた。
- ・関係省庁要員等による作業の効率化を図ることを目的として、事前にIAEA通報例文集を作成するなど効率的な活動が実施できた。
- ・外務省経由で行われる海外からの支援申し入れについて、ERC各担当へ受け入れの可否を確認したのち、和文と英文の支援申し入れに係る資料を外務省へ送付するなど適切に対応できた。

【改善すべき事項及び今後の対策】

○ERC

(ERC 国際班)

- ・英文資料の様式が定まっていないため、様式の整備が必要である。また、定型文においては、翻訳した基礎資料をデータベース化し作業の効率化を図ることについて検討が必要である。
- ・国際原子力機関（IAEA）への通報について、迅速かつ効率的に業務遂行できるよう、資料の作成等を含め統合原子力防災ネットワーク端末の設置の在り方について検討が必要である。
- ・2つの場所（ERC内及び執務室）に分かれて作業を実施しているため、班内の情報共有の方法について引き続き検討が必要である。
- ・外務省経由で行われる海外からの支援申し入れについては、受け入れに係る体制や手順について関係機関間で引き続き整理・検討が必要である。
- ・班マニュアルでは、各種資料セット後に情報共有として関係者へ紙により配布しているが、紙あるいは電子情報として情報共有すべき資料の精査及び班マニュアルの修正について検討が必要である。
- ・在京大使館から外務省になされる照会に関して、外務省と国際班の作業分担及びタイミングを含めた共有要領について検討が必要である。
- ・政府の意思決定に係る文書（指示文、公示文）等の重要情報については、専用端末へのポップアップに加えて、館内放送を併用するなどのERC内における周知方法について検討が必要である。

2. 3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

2. 3. 1 災害対策本部等の運営訓練

(1) 訓練概要

原子力発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、TV会議システム等を活用し、ERC及びOFCと継続的な情報共有等を図る。

(2) 訓練参加機関

佐賀県、長崎県、福岡県、玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、糸島市 等

(3) 訓練内容

地域防災計画等に基づき、原子力発電所の緊急時の災害警戒体制及び災害対策本部体制における通報、本部会議の設置・運営等を行うとともに、TV会議システム等を活用し、関係機関との情報共有等を実施する。また、OFCに現地災害対策本部要員及び連絡員を派遣する。

(4) 実施概要

① 佐賀県

(警戒事態)

地震発生後、直ちに佐賀県知事を本部長とする県災害対策本部が設置され、県内の地震に伴う被害状況の確認等を行った。

8:58にERCより施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針の作成要請を受け、玄海町及び唐津市と協議の上、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)の作成を開始した。

9:00に第1回佐賀県災害対策本部会議を開催し、道路被害状況、児童・園児の保護者への引き渡し、事態の進展に備えOFCへの現地対策本部の設置及び副知事の派遣について知事の承認を得た。

10:30に原子力事故警戒本部、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、長崎県災害対策本部、松浦市災害対策本部及び福岡県災害対策本部とのTV会議を開催し、被害状況、プラント状況等を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)を決定した。

同実施方針(案)では、避難の対象となる施設敷地緊急事態要避難者のほか、防護措置の基本的考え方として以下を明示した。

《佐賀県》

○防護措置の基本的考え方としては、地震からの安全確保を優先し、安全が確保された場合に防護措置を実施する。

○地震により自宅が被災した場合は、市町内の避難所へ避難する。

○地震によりPAZ内及び近傍に通行不能箇所の発生が確認されているものの、施設敷地緊急事態要避難者の避難経路の変更により避難は可能である。

○玄海町の対応については、施設敷地緊急事態要避難者(保育所の園児及び無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を除く。)のうち、在宅の要避難者は、小城市の避難先(8施設)へ、医療機関(1施設)は県内の災害拠点病院(7施設)へ、福祉施設(2施設)は佐賀市、多久市及び小城市の避難先(5施設)へ避難を実施する。この際、支援者の車両又は自治体等が手配するバス及び福祉車両を利用する。

また、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者(社会福祉施設、在宅の要避難者の一部)は、近隣の放射線防護対策施設である社会福祉施設「玄海園」及び「ひぜん荘」において、避難準備が整うまで屋内退避を実施する。その上で、要避難者の健康状態、避難車両、避難先等の体制が整い次第、避難先へ避難を実施する。

安定ヨウ素剤を携行していない要避難者に対しては、各集合場所において緊急配布を実施する。

○唐津市の対応については、施設敷地緊急事態要避難者(学校、保育所の児童・生徒等及び無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を

除く。)のうち、在宅の要避難者は江北町及び白石町の避難先(10施設)へ、福祉施設は佐賀市、小城市及び江北町の避難先(5施設)へ避難を実施する。この際、支援者の車両又は自治体等が手配するバス及び福祉車両を利用する。

無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者(社会福祉施設入所者、在宅の要避難者)は、放射線防護対策施設である社会福祉施設「宝寿荘」、「ちんぜい荘」及び「ひぜん荘」において、避難準備が整うまで屋内退避を実施する。その上で、要避難者の健康状態、避難車両、避難先等の体制が整い次第、避難先へ避難を実施する。

安定ヨウ素剤を携行していない要避難者に対しては、各集合場所において緊急配布を実施する。

○PAZ内の住民には、避難の準備を要請する。

(施設敷地緊急事態)

施設敷地緊急事態発生後、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づく対応等を実施するとともに、防護措置に係る国、市町、実動組織等との調整・連携に当たるため、副知事を県現地災害対策本部長として派遣し、OFC内に県現地災害対策本部を設置した。

12:00に中央合同庁舎第8号館で開催された非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議にTV会議を通じて知事等が参加し、自然災害及び原子力災害の複合災害への対応方針について協議を行った。

13:40に第2回佐賀県災害対策本部会議を開催し、被害状況及び避難状況の共有、全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)に関する検討が行われた。

14:10に第3回現地事故対策連絡会議が開催され、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の確認や全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)について先行的に決定した。

同実施方針(案)では、避難及び屋内退避の対象となる住民のほか、避難に際しての基本的考え方として以下を明示した。

《佐賀県》

○防護措置の基本的考え方としては、地震からの安全確保を優先し、安全が確保された場合に防護措置を実施する。

○地震によりPAZ内及び近傍に通行不能箇所の発生が確認されているものの、全面緊急事態における住民の避難経路の変更により避難は可能である。

○玄海町の対応については、小城市の避難先(8施設)へ避難を実施する。避難は、原則、自家用車とし困難な場合はバスを利用する。

避難に際しては、安定ヨウ素剤を服用するものとし、安定ヨウ素剤を携行していない住民等に対しては、各集合場所において緊急配布を実施する。

社会福祉施設入所者、在宅の要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設である社会福祉施設「玄海園」及び「ひぜん荘」において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施する。なお、避難をする際には、安定ヨウ

素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設や福祉避難所へ避難を実施する。この際、バス及び福祉車両を利用する。

UPZ内の住民は、無用な被ばくをしないために、屋内退避を実施する。

自宅の損壊等により屋内退避が困難である場合は、各市町により設置された近隣の避難所等にて屋内退避を実施する。

○唐津市の対応については、白石町の避難先（7施設）、江北町の避難先（3施設）へ避難を実施する。避難は、原則、自家用車とし困難な場合はバスを利用する。

避難に際しては、安定ヨウ素剤を服用するものとし、安定ヨウ素剤を携行していない住民等に対しては、各集合場所において緊急配布を実施する。

社会福祉施設入所者、在宅の要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策施設である社会福祉施設「宝寿荘」、「ちんぜい荘」及び「ひぜん荘」において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施する。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設や福祉避難所へ避難を実施する。この際、バス及び福祉車両を利用する。

UPZ内の住民は、無用な被ばくをしないために、屋内退避を実施する。

自宅の損壊等により屋内退避が困難である場合は、各市町により設置された近隣の避難所等にて屋内退避を実施する。

（全面緊急事態）

16:00に第1回原子力災害合同対策協議会に参加し、原子力緊急事態宣言、避難指示文、全面緊急事態における防護措置の実施方針の確認をするとともに、プラント状況、避難状況、気象状況、今後の対応方針等について、国、関係地方公共団体、実動組織等と情報共有した。

16:20に第3回佐賀県災害対策本部会議を開催し、被害状況、避難状況等の共有が行われた。

11:30（2日目）に第4回佐賀県災害対策本部会議を開催し、UPZ内一部住民の一時移転等の実施方針（案）の確認が行われた。

12:00に第3回原子力災害合同対策協議会に参加し、UPZ内一部住民の一時移転について、対象地区・対象者数、避難先・避難ルート、住民の輸送手段の確保状況、安定ヨウ素剤の緊急配布等の対応を確認し、一時移転等の実施方針を決定した。

同実施方針では、UPZ内一部住民の一時移転に際しての基本的考え方として以下を明示した。

＜一時移転＞

○対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施する。

○一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。

○学校・保育所等の児童・生徒は、地震発生に伴い休校措置を実施して

おり、施設内の滞在者は居ない。
 ○社会福祉施設（通所施設）は、地震発生に伴い休所措置を実施しており、施設内の滞在者は居ない。
 ○一時移転までの間、自宅の損壊等により屋内退避が困難である住民等は、町民会館にて屋内退避を実施する。
 <地域生産物の摂取制限>
 ○対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

15:42に第5回佐賀県災害対策本部会議を開催し、被害状況、避難状況等の共有が行われた。

② 玄海町

（警戒事態）

地震発生後、玄海町長を本部長とする玄海町災害対策本部が設置された。

8:45に第1回玄海町災害対策本部会議を開催し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備指示、PAZ内一時集合場所の開設準備指示、学校に対し児童・生徒の保護者への引き渡し指示等がなされ、各対策部は指示に基づき災害対応を実施した。

（施設敷地緊急事態）

11:25に第2回玄海町災害対策本部会議を開催し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難指示、社会福祉施設「玄海園」入所者の屋内退避指示、PAZ内の住民への避難準備指示、学校に対し児童・生徒の保護者への引き渡し等が決定され、各対策部は指示に基づき災害対応を実施した。

（全面緊急事態）

16:30に第3回玄海町災害対策本部会議を開催し、PAZ内住民の避難及び安定ヨウ素剤の服用指示、社会福祉施設「玄海園」入所者の屋内退避指示、UPZ内住民の屋内退避指示等がなされ、各対策部は指示に基づき災害対応を実施した。

12:20（2日目）に第4回玄海町災害対策本部会議を開催し、UPZ内一部住民の一時移転、安定ヨウ素剤の緊急配布等が決定され、各対策部は指示に基づき災害対応を実施した。

③ 唐津市

（警戒事態）

地震発生後、直ちに唐津市長を本部長とする唐津市災害対策本部を設置された。

8:00に第1回唐津市災害対策本部会議を開催し、市内小中学校、保育園等の休校・休園を決定した。

9:00に第2回唐津市災害対策本部会議が開催され、PAZ内要避難者の避難準備要請、PAZ内要避難者数、必要となる車両数等について報告が行われた。

（施設敷地緊急事態）

14:40に第3回唐津市災害対策本部会議を開催し、PAZ内住民の避難準備、安定ヨウ素剤の緊急配布準備、社会福祉施設「宝寿荘」入所者の屋内退避準備等について決定した。

（全面緊急事態）

16:23に第1回原子力災害合同対策協議会終了後、本部長よりPAZ内住民の避難及びUPZ内住民の屋内退避について指示が行われた。

④ 長崎県

(警戒事態)

地震発生後、直ちに長崎県知事を本部長とする県災害対策本部が設置された。

10:00に松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市とTV会議を開催し、地震による被害状況、警戒事態発生に伴う避難準備状況等の確認を実施した。

10:30に原子力事故警戒本部、佐賀県災害対策本部、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、松浦市災害対策本部及び福岡県災害対策本部とのTV会議を開催し、被害状況、プラント状況等を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)を決定した。

同実施方針(案)では、避難の対象となる施設敷地緊急事態要避難者のほか、防護措置の基本的考え方として以下を明示した。

《長崎県》

○防護措置の基本的考え方としては、地震からの安全確保を優先し、安全が確保された場合に防護措置を実施する。

○地震により自宅が被災した場合は、市町内の避難所へ避難する。

○地震によりPAZに準ずる地域及び近傍に通行不能箇所が発生しているものの、施設敷地緊急事態要避難者の避難経路の変更により避難は可能である。

○松浦市鷹島地区の対応については、施設敷地緊急事態要避難者(学校、保育所の児童及び無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を除く。)のうち、在宅の要避難者は、波佐見町の避難先(3施設)へ、医療機関は佐世保市の佐世保市総合医療センターへ、福祉施設は佐世保市の避難先(1施設)へ避難を実施する。この際、支援者の車両又は自治体等が手配するバス及び福祉車両を利用する。

また、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者(医療機関、在宅の避難行動要支援者)は、放射線防護対策施設である社会福祉施設「松浦市高齢者生活福祉センター」において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施する。その上で、要避難者の健康状態、避難車両、避難先等の体制が整い次第、避難先へ避難を実施する。

安定ヨウ素剤を携行していない要避難者に対しては、各集合場所において緊急配布を実施する。

○松浦市黒島地区の対応については、施設敷地緊急事態要避難者は、黒島港からの海路避難が可能となるまでの間、放射線防護対策施設である黒島住民センターにおいて、屋内退避を実施する。

天候の回復等により海路避難が可能となった場合、波佐見町の避難先(3施設)へ海路及びバスによる避難を実施する。

○松浦市鷹島・黒島の住民には、避難準備を要請する。

(施設敷地緊急事態)

11:15に第1回長崎県災害対策本部会議を開催し、PAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を指示した。

12:00に中央合同庁舎第8号館で開催された非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議にTV会議を通じて知事等が参加し、自然災害及び原子力災害の複合災害への対応方針について協議を行った。

14:10に第3回現地事故対策連絡会議に参加し、施設敷地緊急事態要避難

者の避難状況の確認や全面緊急事態における防護措置の実施方針（案）について先行的に決定した。

同実施方針（案）では、避難及び屋内退避の対象となる住民のほか、避難に際しての基本的考え方として以下を明示した。

《長崎県》

- 避難に際しての基本的考え方としては、地震からの安全確保を優先し、安全が確保された場合に防護措置を実施する。
- 地震により通行不能箇所が発生していることが確認されているが、P A Zに準ずる区域の避難経路（基本経路）に被災は生じていない。
- 波浪注意報が継続しており、天候の回復等により海路避難が可能となった場合、波佐見町の避難先（3施設）へ海路及びバスによる避難を実施する。
- 松浦市鷹島地区の対応については、波佐見町の避難先（3施設）へ避難を実施する。避難は、原則、自家用車とし困難な場合はバスを利用する。

避難に際しては、安定ヨウ素剤を服用するものとし、安定ヨウ素剤を携行していない住民等に対しては、各集合場所において緊急配布を実施する。

社会福祉施設及び在宅の要避難者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き社会福祉施設「松浦市高齢者生活福祉センター」において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施する。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設へ避難を実施する。避難は、バス及び福祉車両を利用する。

- 松浦市黒島地区の対応については、海路避難が可能となるまでの間、放射線防護対策施設である黒島住民センターにおいて、屋内退避を実施する。天候の回復後、体制が整い次第、黒島港から松浦市が確保した船舶にて、御厨港に避難する。上陸後は、長崎県が確保したバスを利用し、波佐見町の避難先（3施設）に避難する。

UPZ内の住民は、無用な被ばくをしないために、屋内退避を実施する。

自宅の損壊等により屋内退避が困難である場合は、各市町により設置された近隣の避難所等にて屋内退避を実施する。

（全面緊急事態）

16:00に第1回原子力災害合同対策協議会に参加し、原子力緊急事態宣言、避難指示文、全面緊急事態における防護措置の実施方針の確認をするとともに、プラント状況、避難状況、気象状況、今後の対応方針等について、国、関係地方公共団体、実動組織等と情報共有した。

16:30に第2回長崎県災害対策本部会議を開催し、P A Zに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の確認、P A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難指示、UPZ内住民の屋内退避指示等が行われた。

9:30（2日目）に県北振興局及び松浦市とTV会議を開催し、P A Zに準

じた防護措置を実施する地域内の住民の避難状況の確認が実施された。

12:45に松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市とTV会議を開催し、UPZ内一部住民の一時移転指示が行われた。

15:00に松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市とTV会議を開催し、UPZ内一部住民の一時移転状況の共有が行われた。

⑤ 松浦市

(警戒事態)

地震発生後、直ちに松浦市長を本部長とする松浦市災害対策本部が設置された。

10:00に長崎県、佐世保市、平戸市及び壱岐市とTV会議を開催し、地震による被害状況、警戒事態発生に伴う避難準備状況等の確認を実施した。

(施設敷地緊急事態)

11:15の第1回長崎県災害対策本部会議の結果を受けて、PAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始した。

(全面緊急事態)

16:30の第2回長崎県災害対策本部会議の結果を受けて、PAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の確認、PAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難指示、UPZ内住民の屋内退避指示等を行った。

9:30(2日目)に県北振興局及び松浦市とTV会議を開催し、PAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難状況の確認が実施された。

⑥ 福岡県

(警戒事態)

地震発生後、直ちに福岡県副知事を本部長とする県災害対策本部が設置された。

10:30に原子力事故警戒本部、佐賀県災害対策本部、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、長崎県災害対策本部及び松浦市災害対策本部とのTV会議を開催し、被害状況、プラント状況等を確認するとともに、施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針(案)を決定した。

(施設敷地緊急事態)

12:00に中央合同庁舎第8号館で開催された非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議にTV会議を通じて知事等が参加し、自然災害及び原子力災害の複合災害への対応方針について協議を行った。

14:10に第3回現地事故対策連絡会議に参加し、施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の確認や全面緊急事態における防護措置の実施方針(案)について先行的に決定した。

《福岡県》

○UPZ内の住民は、無用な被ばくをしないために、屋内退避を実施する。

(全面緊急事態)

16:00に第1回原子力災害合同対策協議会に参加し、原子力緊急事態宣言、避難指示文、全面緊急事態における防護措置の実施方針の確認をするとともに、プラント状況、避難状況、気象状況、今後の対応方針等について、国、関係地方公共団体、実動組織等と情報共有した。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

○佐賀県

- ・重要な情報があれば館内放送により本部全体への情報共有を図るとともに、総括対策部が各部の状況を把握し定期的に情報共有ができた。今後も、本部要員向けの研修とともに各部の役割分担について周知することが必要である。

○長崎県

- ・地震に係る被害状況の情報収集とともに、九州電力から事業者通報を受信し、住民避難を円滑に行うための検討を実施できた。引き続き、自然災害及び原子力災害に係る対策の知識の習得・向上に努める必要がある。
- ・天候不良により、ヘリコプターによる避難ができなかったが、代替手段を確保し避難を実施できた。今後の課題として、避難実施計画（案）を作成する段階で、輸送手段が確保できない場合の代替手段等をあらかじめ避難実施計画にも記載しておくことが必要である。

○佐世保市

- ・新たに作成・配布された地図を活用して、原子力災害の全般状況図、地震の被害状況図、緊急時モニタリングの状況図等を整備し、情報を可視化することにより、関係者の認識統一や対策の検討を容易にすることができた。実動組織等でUTM座標を利用する取組が進んでいることから、今後、避難及び受入について計画を具体化するために、UTM座標の入った1/2.5万地図の作成・配布が必要である。

○福岡県

- ・本部設置時からFAXやTV会議を通じて迅速な情報共有を実施できた。また、統合原子力防災ネットワークや県の防災FAXを活用し、継続的な情報提供ができた。
- ・糸島市二丈地区住民の一時移転に際し、福岡県バス協会に協力要請を行い、必要な避難車両を確保できた。この際、バス運転手の放射線被ばくを考慮し、市職員が運転を代行するなどの適切な対応を行うことができた。

○佐賀県警察

- ・県庁危機管理センターに無線機を携帯した連絡要員を派遣し継続的な情報収集及び部隊運用の調整が実施できた。

○長崎県警察

- ・長崎県警察災害警備本部、長崎県災害対策本部及びOFCに派遣した連絡要員との間で効果的な情報共有ができ、事態の進展に応じた迅速・的確な対応を実施できた。今後も、防災関係機関との様々なシナリオへの検討・協議を継続し、訓練を通じて対処能力の向上や連携の強化を図る必要がある。

【改善すべき事項及び今後の対策】

○佐賀県

- ・NTT回線、防災無線、統合原子力防災ネットワーク等の複数の回線を使用していたが、機器の取扱いが異なり訓練参加者に混乱が生じた。また、警戒事態では、ERCから佐賀県災害対策本部に連絡をすることとなっているが、連絡先であるERCの電話番号を把握していない。今後の課題として、統合原子力防災ネットワークの利用方法に精通した人材を本部に配置するとともに、機器の取扱いについて習熟を図る必要がある。さらに、緊急時の連絡先を事前に把握することも必要である。

○玄海町

- ・送受信したFAXが区分整理されず、管理番号も付与されていなかった。災害対策本

部活動を円滑にするため、FAX文書については送受信毎に収納ボックスを設け、管理番号を付与するなど文書管理を適切に行うことも一案である。

○唐津市

- ・関係自治体において会議資料の入手手段がFAXのみであるため、迅速かつ正確な情報共有に不安が残るとともに、本部の会議資料や広報資料等の2次的利用も検討しているため、統合原子力防災ネットワークシステムの整備等について検討が必要である。
- ・被害状況や防護措置の実施方針の取りまとめ等を平時から共通様式を作成し、共有しておく必要がある。また、実施方針の検討における輸送手段の確保など自治体への確認時は「玄海地域の緊急時対応」をベースに確認する必要がある。佐賀県では自然災害における情報共有について「防災GIS」を活用しているため、原子力災害時においてもこれら既存システムの有効活用について検討が必要である。

○長崎県

- ・住民の避難状況を把握しOFC住民安全班に伝達しているが、原子力災害（自然災害との複合を含む。）における各県の災害対策本部と現地本部との住民避難に係る役割分担を明確とした上で、共通様式を用いた情報収集等について、災害対策基本法の枠組みを踏まえ、県とOFC住民安全班との連携方法を整理することの検討が必要である。

○佐世保市

- ・複数のTV会議に参画したが、机上配布の資料が手元になく円滑な会議運営に支障をきたした。TV画面に資料を表示していたものの、画面が小さく読み取ることが困難であった。FAXの受信確認や会議前の準備の時間を考慮し、原子力災害合同対策協議会へ参加する関係機関への統合原子力防災ネットワークシステム等の整備について検討が必要である。
- ・原子力災害対応においては、専門知識を有する職員が必要となることから、国等の職員派遣も含めて自治体への支援について検討が必要である。

○福岡県

- ・EMCやOFC放射線班、現地対策本部に人員を割かれるため、本部人員の不足が懸念されることから、他の自治体からの応援職員の派遣についても検討が必要である。

○佐賀県警察

- ・複合災害において、佐賀県庁危機管理センター内の県警ブースは、活動に必要なスペースが十分でない可能性があるため、レイアウトを見直す場合は、資機材、図面等を設置するスペースについて検討が必要である。

2.3.2 PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

(1) 訓練概要

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、陸路及び海路避難の輸送手段の確保等を行い、避難等を実施する。

(2) 訓練参加機関

佐賀県、長崎県、玄海町、唐津市、多久市、小城市、松浦市、佐世保市、陸上自衛隊、関係社会福祉施設、九州電力株式会社 等

(3) 訓練内容

① 警戒事態

2.3.2 PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の要避難者の避難等実施訓練

警戒事態の発生後、事態の進展に備え、原子力事故警戒本部からの要請に基づき、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を実施する。

② 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態の発生後、施設敷地緊急事態要避難者は、国、関係地方公共団体、実動組織等との調整により輸送手段が決まり次第、指定された避難先に避難を開始する。また、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、あらかじめ定められた放射線防護対策施設に避難を開始する。なお、気象条件により海路による避難が困難な場合は、屋内退避を実施する。

(4) 実施概要

① 警戒事態

8:42に原子力事故警戒本部より、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請を受けた。その後、避難車両の確保、避難先施設の状況確認を行った。

② 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、玄海町、唐津市及び松浦市において、在宅の施設敷地緊急事態要避難者の避難及び無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者の屋内退避を実施した。

ア 施設敷地緊急事態要避難者の避難

玄海町では、原子力災害に係る避難を行うに当たって、地震による避難経路の被災状況について確認を行い、安全を確保した上で施設敷地緊急事態要避難者に対し避難を指示した。浜野浦地区の在宅要避難者は、地区集会所から九州電力が手配した福祉車両により事前に計画された避難経路を利用して避難先である多久市へ避難した。

唐津市では、原子力災害に係る避難を行うに当たって、地震による避難経路の被災状況について確認を行い、安全を確保した上で施設敷地緊急事態要避難者に対し避難を指示した。竹ノ内地区の在宅要避難者は、地区集会所から九州電力が手配した福祉車両により避難先である社会福祉施設「ちんぜい荘」へ、社会福祉施設「宝寿荘」は、陸上自衛隊車両及び福祉車両により避難先である小城市の社会福祉施設「清水園」へ避難を実施した。

松浦市では、原子力災害に係る避難を行うに当たって、波浪注意報の継続による黒島港からの海路避難の可否、地震による避難経路の被災状況について確認を行い、安全を確保した上で施設敷地緊急事態要避難者に対し避難を指示した。鷹島では、社会福祉施設「松浦市高齢者生活福祉センター」は、九州電力が手配した福祉車両により避難先である佐世保市の社会福祉施設「ケアハウスとうめい」へ避難を実施した。黒島の在宅要避難者は、黒島港からの海路避難が可能となるまでの間、放射線防護対策施設である黒島住民センターにて屋内退避を実施した。

イ 無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者の屋内退避

玄海町については、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を、近隣の放射線防護対策施設である社会福祉施設「玄海園」及び「ひぜん荘」において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施した。社会福祉施設「玄海園」は、陸上自衛隊ヘリコプターにより避難先である多久市の社会福祉施設「天寿荘」へ避難を行った。

唐津市については、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を、放射線防護対策施設である社会福祉施設「宝寿荘」において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施した。体制が整った後、福祉車両により、社会福祉施設「清水園」へ避難を行った。

松浦市鷹島については、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を、放射線防護対策施設である社会福祉施設「松浦市高齢者生活福祉センター」において、避難の準備が整うまで屋内退避を実施した。体制が整った後、福祉車両等により、社会福祉施設「ケアハウスとうめい」へ避難を行った。

(5) 評価結果

【良好な事項及び助長策】

○各拠点

- ・玄海町、唐津市及び松浦市（鷹島支所）は、事業者通報の内容について住民に防災行政無線で提供するとともに広報車両でパトロールを実施できた。さらに、防災行政無線、電話により、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者に対して避難準備の連絡を実施できた。施設敷地緊急事態発生時の連絡を受け避難の指示を行い、自治体が定める避難計画に基づき、避難先との調整を含め基本的な手順を確認することができた。

○玄海町

- ・社会福祉施設「玄海園」では、長時間の移動に耐えられない要配慮者について、ヘリコプターでの支援を要請しており、施設敷地緊急事態発生後、陸上自衛隊ヘリコプターを利用し中継地点である多久市陸上競技場まで速やかに移送した。その際、施設の近隣にある旧値賀中学校グラウンドを臨時ヘリポートとして利用することで、要配慮者の負担を軽減できた。避難準備から避難までの一連の手順を確認することができた。
- ・「玄海みらい学園」の生徒の保護者への引き渡しは、生徒と保護者を事前に登録した上で、待ち合わせ場所や保護者車両の誘導要領の細部を定め、円滑に実施できた。
- ・事業者通報及び事態の発生に係る情報を、防災行政無線、ケーブルテレビ、防災メール及びホームページを活用した広報を実施できた。施設敷地緊急事態以降は、既存の情報伝達手段に加え広報車両を利用し、地域防災計画に基づく住民への情報提供を実施できた。

○唐津市

- ・唐津市の社会福祉施設「宝寿荘」では、実施計画に基づき施設長指揮の下、速やかな情報共有及び避難行動を円滑に実施できた。また、施設長は、施設敷地緊急事態の発生連絡を受信後、館内放送を用いて、職員及び入居者に避難準備、屋内退避等の指示を実施できた。
- ・唐津市横竹地区の在宅の要避難者は、施設敷地緊急事態の発生を受けて、指定された車両により円滑に避難するとともに、社会福祉施設「ちんぜい荘」では、本部から派遣された職員により円滑な受入体制を確立できた。
- ・九州電力の職員は、不安を抱えている要避難者に対し、「車いすを動かします。」「右へ曲がります。」などの声掛けを行うという介護現場における基本的事項ができていた。今後も訓練を通じて、避難を支援する職員も同様の意識で業務に当たることが重要である。

○松浦市

- ・松浦市の社会福祉施設「松浦市高齢者生活福祉センター」では、職員と県が手配した車両を利用することで災害時には十分に対応できることを確認できた。また、警戒事

態の段階で受入先施設と避難者リストを送付するなどの調整を行い、受入先の了解を得て避難する手順を確認できた。

2. 3. 3 P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難等実施訓練

(1) 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民について、避難先の調整、陸路及び海路避難の輸送手段の確保等を行うとともに、安定ヨウ素剤の服用を行った上で避難等を実施する。

(2) 訓練参加機関

佐賀県、長崎県、玄海町、唐津市、小城市、江北町、松浦市、波佐見町、佐賀県バス・タクシー協会、一般社団法人長崎県バス協会 等

(3) 訓練内容

原子力災害対策本部からの指示を受け、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民に対し、安定ヨウ素剤の緊急配布等を行うとともに、指定された避難所への避難等を行う。

(4) 実施概要

全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、玄海町、唐津市及び松浦市においては、P A Z、P A Zに準じた区域内の住民避難を実施した。

玄海町では、原子力災害に係る避難を行うに当たって、地震による避難経路の被災状況について確認を行い、安全を確保した上でP A Z内住民に対し避難を指示した。値賀川内地区の住民は、自家用車又は県が手配したバスにより、避難先である小城市へ避難を実施した。安定ヨウ素剤を携行していない住民等に対しては、バス集合場所において安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を実施した。

唐津市では、原子力災害に係る避難を行うに当たって、地震による避難経路の被災状況について確認を行い、安全を確保した上でP A Z内住民に対し避難を指示した。横竹地区の住民は、県が手配したバスにより、避難先である江北町へ避難を実施した。安定ヨウ素剤を携行していない住民等に対しては、市民病院きたはたにおいて安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を実施した。

松浦市では、原子力災害に係る避難を行うに当たって、波浪注意報の継続による黒島港からの海路避難の可否、地震による避難経路の被災状況について確認を行い、安全を確保した上でP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民等に対し避難を指示した。鷹島の住民は、自家用車又は県が手配したバスにより避難先である波佐見町へ避難を実施した。安定ヨウ素剤を携行していない住民等に対しては、バス集合場所において安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を実施した。黒島の住民は、黒島港からの海路避難が可能となるまでの間、放射線防護対策施設である黒島住民センターにて屋内退避を実施した。その後、天候の回復に伴い海路避難が可能となったため、黒島港から民間フェリーにより御厨港へ移動し、県が手配したバスにより避難先である波佐見町へ避難を実施した。安定ヨウ素剤の携行していない住民等に対しては、各集合場所で安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を実施した。